

令和4年度第5回
多摩市国民健康保険運営協議会

令和4年12月15日(木) 午後1時30分
多摩市役所西1・2・3会議室

1.開催日 令和4年12月15日(木)

2.会場 多摩市役所西1・2・3会議室

3.出席者

被保険者
代表委員 齊藤順子、津布久光男、峯村辰夫、山村正広

保険医・薬剤師
代表委員 林幹彦、辻野正久、寺田武司

公益代表委員 若林佳史、下井直毅、伊藤 挙

被用者保険
代表委員 川又久義

事務局 保健医療政策担当部長 伊藤重夫
保険年金課長 松下恵二
保険税担当 定石倫彦
保険税担当 宇都宮久美子
国保担当 坂本全史
国保担当 高橋麻智子
国保担当 星野広輝

午後1時30分 開会

○下井会長 では、1時半になりましたので、第5回の多摩市国民健康保険運営協議会を開催したいと思います。

皆さん、こんにちは。

まず、開会に先立ちまして、会議を傍聴する方はいらっしゃいますか。

○坂本国保担当 本日はおりません。

○下井会長 ありがとうございます。

では、出席状況報告について、事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 原委員、橋本委員、舟木委員から欠席の連絡が入っております。林委員、遅れる旨、連絡が入っております。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

今回の議事録署名委員は、川又委員と若林委員、お願いいたします。

では、配付資料の確認をしたいと思います。事務局、お願いいたします。

○坂本国保担当 では、資料、確認いたします。

机の上に置いてございます。次第、資料1、令和5年度の保険税率見直し、ホチキスで留めてあるものです。資料2、諮問書（写）です。資料3、市税等に対する国保への赤字繰出金の割合です。資料4が国民健康保険から社会保険への移行の状況です。資料5が統計資料で、消費者物価指数に関するもの。資料6が賃金の内容です。資料7が生活保護の相談件数と申請件数の状況になっています。資料8が令和5年度の納付金算定に関する緊急要望、写しをつけております。資料9が26市の保険税率の比較、A3の2つ折りになっております。不足がありましたらお申出ください。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。皆さん、お手元にございますでしょうか。

では、本日のスケジュールを確認したいと思います。本日の予定について、事務局より御説明願います。

○松下保険年金課長 本日につきましては、令和5年度の多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しにつきまして諮問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○下井会長 どうもありがとうございます。

○松下保険年金課長 諮問書のほうですけれども、市長のほうから会長のほうにお渡しいただく予定になっておりまして、こちらのほうに向かっているので、皆さん、少々お待ちいただければと思います。よろしく願いいたします。

(阿部市長入室)

○下井会長 それでは、お願いいたします。

○阿部市長 それでは、私のほうから多摩市国民健康保険運営協議会、下井会長宛てに多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて諮問させていただきます。

多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて（諮問）

このことについて、多摩市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき諮問します。

記

1 諮問事項

令和5年度多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについて、意見を求めます。

2 諮問の趣旨

多摩市国民健康保険では、平成30年度に策定した「第2期多摩市国民健康保険の運営に関する指針」に掲げる原則対前年度4%増の考えに基づき、毎年保険税率等の見直しを行い、令和3年度の新型コロナウイルス感染症感染拡大による市民生活への影響を考慮し据え置きとした以外、社会情勢等も考慮しながら改定を行い、財政健全化に向けた取り組みを進めてきました。

国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」では、全世代型社会保障の構築として、給付と負担のバランスを確保しつつ若年期、壮中年期及び高齢期のそれぞれの世代で安心できるよう構築する必要がある。これまでの社会保障の構造を見直し能力に応じて皆が支え合うことを基本としながらそれぞれの人生のステージに応じて必要な保障をバランスよく確保する、その際給付と負担のバランスや現役世代の負担上昇の抑制を図りつつ保険料負担の在り方等各種保険制度における負担能力に応じた負担の在り方について総合的な検討を進めるとされています。また、引き続き国保財政健全化の観点から法定外繰入の早期解消も求められています。

今般、東京都から示された令和5年度国保事業費納付金仮算定結果では、1人当たり医療費、後期高齢者支援金、介護納付金の増加に伴い、1人当たり納付金額は18万7,548円、対前年比5.9%増、激変緩和後の納付金総額は47億6,085万3,000円、対前

年比2億6,450万円、5.9%増となっており、想定を超えた伸び幅となっています。このことにより、令和5年度当初予算では、法定外繰入が対前年度当初予算と比較し30.7%増の15億2,500万円が見込まれるなど、国保財政運営は厳しさを増し、一般会計に与える影響も大きいものとなっています。

他方、市民生活に目を向けると、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、東京都では感染者が日に1万人を超える状況が続くなどいまだ収束の見通しが立たない中で、原材料価格上昇等による物価上昇や、実質賃金は減少が続くなど、先行きが不透明な厳しいものとなっています。

これら多摩市国民健康保険が置かれた現状や国の動向、税負担の公平性や法定外繰入による一般会計への影響、また現下の社会情勢などを踏まえ、令和5年度の多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しについてどのように考えるか、貴協議会の意見を求めます。

それでは、よろしく願いいたします。

改めまして、皆さん、こんにちは。ただいま諮問させていただきましたが、新型コロナウイルス感染症のほうも第8波と言われる中で、ただ多摩市だけについて言えば、市民の皆様方のワクチン接種への御協力もあり、実は対外的にはあまり公表しているデータではないんですけど、東京都23区26市の中では、3回目のワクチン接種について多摩市は12歳以上の全市民の76%以上の方がワクチン接種を済まされていて、23区26市で第1位であります。

そして、オミクロン株につきましても、昨日時点での東京都の最新データによれば、これまた多摩市が4割を超えていたということで、第1位であります。参考までに申し上げますと、2位以下の自治体は、先ほど言った3回目の接種の第2位が狛江市で、第3位が文京区。オミクロン株について言うと、第2位が昭島市。

○伊藤保健医療政策担当部長 第3位は羽村市です。

○阿部市長 ということになっています。1位は、多摩市44.1%です。

ただ、これ、そうは申し上げても、尾身会長自身が今回感染したように、実は市内の医師会の先生方と先週もウェブで会議を行ったのですが、今回、いわゆるオミクロン株の接種をしても、うつらないという保証はなくて、ただし重症化を防げる。ですから、基礎疾患を持つ皆様にはぜひ打っていただきたい。

ただ、だからといってかからないということではない。これは第7波のときもそうだったんですが、どうも弱毒化してきているので、感染力は強い。ただ、かかってもあまり大きな

影響はないということではありますが、ただ、人によって、今も多摩市の中の職員たちもそうなのですが、実は先生方と話したときに、それぞれの診療所、病院等では、小さいお子さんがいる方の御家族は、もう皆さんのところでもそうだと思いますが、大体小さい子供がいる御家族のところでは親も感染して、親の場合、ワクチンを打っていても、ほぼ感染してしまうという状況であります。

だから、そういったところでは確かに広がっていると私も認識していますが、ただ第7波のときと違って、実態が今よく分からないですね。というのは、60歳以上と基礎疾患のある方については登録していただいています、それ以外の方は自主的に、いわゆる東京都の登録のセンターに電話をしていただかないと、カウントされないという仕組みなので、実は表向きデータとして出てくるのが60歳以上の方が7割以上感染しているというデータになってしまうのです。

先日もウェブ会議で皮膚感覚でどうですかという話をしたときには、先生方も私の感想とほとんど同じで、つまり、子供たちのところで相当広がっていて、その両親が感染する。だから、実は実態は、そちらのほうが多いんじゃないか。ただ、ほとんどそこは登録されないの、こんなことを言ってしまうと怒られてしまうかも。ウェブで出ていた、ある内科医の先生も、先週、自分は感染したけれども登録はしていないと言っておりました。だから、恐らく実態がよく見えない状況だと思います。ですから、よくよく考えてみると、やはり相当広がっていることは事実のようであります。

一方、先ほども諮問で申し上げさせていただいたとおり、物価高騰であったり、エネルギーの高騰であったり、私もスーパーやいろいろ買物をすると分かります。野菜の値段はそうは上がっていないのですけれども、ほかは結構上がってきているので、やはりサラリーをベースに仕事をされている皆さんにとっては、かなり厳しい年末年始、新年を迎えられるのかなと思います。

国のほうも、そうしたことに対応するべく、現在、妊娠・出産を迎えられた方については5万円、5万円、10万円、また、東京都のほうも、いわゆる非課税世帯、厳しい世帯の皆さんには1人当たり25キロの米を現物支給するなどといった議題が都議会でも現在上がってきています。

それぞれの自治体においても、いろんな取決めをしているところではあります、どのように対応していったらいいのか。ただ、私個人的には、言葉は悪いですがけれども、いただいている税の中から、一律幾らを給付するというやり方だけでしのげる状況ではないと思っ

ていますので、きちんと政策的な指針と判断を持ち、地域経済がきちんと回っていく、そのような形で税を使っていけない限り、これを続けていたら、あっという間に国のお金も全部枯渇してしまうように思います。

そうした中で、東京都に対して市長会という組織があり、町村会という組織もありますが、今回の国民健康保険税、先ほど申し上げさせていただいたとおり、5.9%増となる、想定を超えた伸び幅ということで、東京都からこうしたものについて、自治体でいわゆる一般会計繰入れはしないように、受益者で負担しなさいというお話なんです。ただ一方で、今、皆さん御案内のとおり、100人以上だったり、50人以上であったり、いずれにせよパート、アルバイト、多摩市もそうです、会計年度任用職員。この皆さんも、国民健康保険ではなく、多摩市で言えば市町村職員共済組合に移管される。そして、いろんなスーパーで働いている皆さんも、それぞれの企業健保のほうに移られるということもあり、厳しい状況になってきているということが言えます。

そうしたことも鑑み、実は東京都市長会と東京都町村会では、それぞれ会長、今、市長会の会長は町田市の石阪市長であります。両方の会長名連名で、小池百合子都知事宛て、先日、東京都においてしっかり国民健康保険税について広域自治体、東京都の責任で対応して行っていただきたいというような申入れも行わせていただいたところであります。

これは、基礎自治体にとってみますと、それぞれの自治体の財政状況も違いますし、それぞれの抱えている国保の状況も違います。そうしたところを鑑みていただいて、東京都においては支援をしていただきたいというような要望も出させていただいたところであります。

ということで、非常に厳しい中で市民生活の安心・安全を図っていかなければならない。ただ一方で、市の財政もきちんと的確に対応していかなければならないという非常に厳しいかじ、コントロールを求められているのが今回の諮問でございます。

いずれにしても、東京都が現物支給する時代なのという状況の中で、米をみんなに配りますという自治体もありますけど、そこまでの決断ができる状況では多摩市はございませんので、いろんな仕組みをやっています。実は9月の議会にお諮りし、例えば再エネについて進められる、冷蔵庫であったり空調、こうしたものをある基準をクリアする。つまりCO₂を削減するのに効果の大きい、そうした家電を買われた皆さんには東京都も支援しますが、多摩市として上乘せということでやらせていただいたり、ただ、これ買い換える方が結構多くて、予算が足りなくなってしまうと、実は12月議会で補正を出しているところであります。

そうした意味では、積極的に下支えをしていきたいと思っていますので、これから先、市民生活をしっかり支えていきながら、どのように検討していったらいいのか、皆様方の十分な御議論をぜひお願いしたいと思っています。

ということで、少々長い挨拶になってしまいましたが、ひとつよろしくお願い申し上げます。以上でございます。会長、よろしく願いいたします。

○下井会長 どうもありがとうございました。

○松下保険年金課長 市長におかれましては、この後、公務がございますので、ここで退席させていただきます。

○阿部市長 どうぞよろしく願いいたします。

(阿部市長退室)

○下井会長 それでは、諮問に入りたいと思います。

○松下保険年金課長 では、資料の説明をさせていただきます。

まず資料1のほうを御覧いただきたいと思います。

まず、2ページ目を御覧いただければと思います。こちら市町村国保の現状というところで、概要のほうを説明させていただきます。

まず、加入者の構成でございますけれども、昭和36年、国保制度が発足した年でございますけれども、被保険者数が4,511万人、令和2年度は2,619万人と減少している。対人口比では、昭和36年が47%、令和2年度が20.8%。前期高齢者の加入率においては、昭和36年度が4.8%に対して令和2年度は44.9%。

また、世帯主の職業構成といたしましては、農林水産業、一次産業が制度発足時には44.7%いらっしゃったんですけれども、現在では2.3%。その代わり無職の方が9.4%から43.5%に増加しているという状況でございます。

3ページ目の加入状況でございますけれども、被保険者数については年々減少を続けておりまして、昭和60年度は3,644万人、加入者がいたんですけど、令和3年度の速報値では2,593万人と、率としては28.8%の減という形になっております。

また、年齢構成でございますけれども、65歳から74歳までが44.6%、40歳から64歳までが32%、20歳から39歳までが14.6%、0歳から19歳までが8.9%、65歳以上の割合が年々増加しているという状況でございます。

4ページ目を御覧いただきたいと思います。こちら、先ほどもありましたけれども、職業構成の変化というところ、制度創設以来、産業構造の変化に伴い、農林水産業、自営業の割

合が大きく減少する一方で、無職世帯、被用者の割合が増加しているという状況でございます。

それから、保険給付費と被保険者数の状況でございますけれども、保険給付費につきましては、被保険者の減少などによりまして、平成28年度から減少している。平成25年度が9兆3,025億となっております。令和2年度が8兆3,971億円、保険給付費総体としては9.7%の減という形になっております。

それから、1人当たり保険給付費の推移では、平成25年度が27万3,822円、令和2年度が32万585円、率としては17.1%の増。医療費については、年々増加してきている状況でございます。

5ページ目を御覧いただきたいと思います。こちら保険料(税)の調定額の推移ということで、平成23年が8万9,666円、令和2年が9万6,625円。保険税率等の見直しによりまして、年々増加してきている状況でございます。

それから、法定外繰入れの状況でございますが、平成26年、こちら1,112市町村でトータル3,468億円、法定外繰入れが行われていた。令和2年度につきましては269市町村、767億円になっている状況でございます。

次に、6ページを御覧いただきたいと思います。市町村国保が抱える課題というところでございますけれども、まず1つ目が年齢構成というところで、年齢構成が高く、医療費水準が高い。平均年齢では、令和元年度の数字でございますけれども、市町村国保が53.6歳、協会けんぽは38.1歳、組合健保が35.2歳。前期高齢者の割合としては、市町村国保が43.6%、協会けんぽが7.7%、組合健保が3.4%。1人当たり医療費、令和元年度については、市町村国保が37万9,000円、協会けんぽが18万6,000円、組合健保が16万4,000円となっております。

2つ目の課題としては、財政基盤というところで、所得水準が低い、保険料負担が重い、税の収納率、それから法定外繰入れの一般会計からの繰入れというところで、所得水準につきましては、令和元年度、市町村国保が86万円、協会けんぽが159万円、組合健保が227万円。1人当たりの負担率というところでは、市町村国保が10.3%、協会けんぽが7.5%、組合健保が5.8%となっております。

保険料(税)の収納率でございますけれども、全国の収納率については平成11年度91.38%から令和2年度93.69%まで上がってきている。最高収納率については、島根県の96.64%、最低収納率が東京都の90.26%。一般会計からの法定外繰入れにつま

しては、令和2年度が1,379億円行われておりまして、うち決算補填等の目的といたしまして767億円。こちらの法定外繰入れを行っている市町村につきましては、国の考え方としては、令和5年度までに100市町村、令和8年度までに50市町村にまで圧縮するというような国の考え方がございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。こちら、改めてでございますけれども、平成30年度の制度改正の概要でございます。平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。市町村が地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っていくとされております。

10ページを御覧いただきたいと思います。こちら制度改正に伴いまして各都道府県、国保運営方針というものを策定しております。東京都でも策定しておりまして、都と区市町村が一体となって国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するために、都の統一的な方針として、「東京都国民健康保険運営方針」が策定されております。

この運営方針では、必須事項、また任意事項というものがございまして、必須事項といたしましては国保の医療費、財政の見通し、それから、保険料の標準的な算定方法に関する事項、保険料の徴収の適正な実施に関する事項、保険給付の適正な実施に関する事項ということで、ポイントで国保の医療費、財政の見通しの中で、安定的な財政運営のため解消・削減すべき赤字の計画的・段階的な解消の取組が必要であるということが記されております。

11ページ目を御覧いただきたいと思います。国保事業費納付金を納付することになったんですが、この納付金というものは、市町村が支払う保険給付費の全額を都道府県が市町村に交付するための財源として、都道府県が市町村から徴収するというものでございます。都道府県は、都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立てて、必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して、市町村ごとに配分する。この仕組みによりまして、各市町村は当初の想定より保険給付費が大幅に増加した場合でも急激な負担の増加は発生しない、そのような仕組みになっております。

12ページを御覧いただきたいと思います。標準保険料率でございますけれども、標準保険料率は、市区町村のあるべき保険料率の見える化を図るとともに、市区町村が保険料率を検討する際の参考にできる値として示されるものとなっております。この標準保険料率を

適用することによりまして、理論上、法定外繰入れはゼロになるというような形になっております。

13ページにつきましては、前回の運営協議会の中で御説明させていただきました令和5年度の仮算定結果というものになっております。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと思います。こちら多摩市の国民健康保険の現状というところで、令和3年度までの数字を載せさせていただいておりますけれども、被保険者数は、平成23年度をピークに減少傾向ということで、1人当たり医療費は毎年上昇している。令和2年度につきましては、新型コロナの影響により、一時的に医療費は減少しておりますけれども、令和3年度につきましては対前年度8.8%増、令和元年度を上回る状況となっております。

被保険者につきましては、平成23年度が4万2,542人ということでピークになっておりまして、令和3年度が3万1,838人、そちらのほうを比較いたしますと25.2%の減、人数としては1万704人の減というような形になっております。

次に、16ページを御覧いただきたいと思います。こちら1人当たり医療費、それから東京26市平均の医療費となっております。1人当たり医療費につきましては毎年上昇しておりまして、社会保険の適用拡大、後期高齢者医療への移行など、被保険者が大きく減少したことにより医療費総額は減少している。令和2年度につきましては、新型コロナの影響によりまして、特殊な状況となっております。

こちら医療費が高いところでございますけれども、多摩市は前期高齢者の割合が多いところ。東京26市の平均より1人当たりは高くなっているという状況でございます。

17ページ、こちら被保険者の割合というところ。0歳から39歳までは22.9%、40歳から60歳までが31.2%、65歳から74歳が45.9%、こちら、やはり前期高齢者の割合が年々増加してきている状況でございます。

次に、18ページを御覧いただきたいと思います。こちら保険税の収納額と1人当たりの保険税額というところで、令和3年度につきましては被保険者数が対前年で2.2%の減となっております。保険税率につきましては、据え置いたことによりまして、対前年では収納額が3%の減、1人当たりの保険税額はほぼ横ばいという形になっております。

次に、19ページを御覧いただきたいと思います。こちら法定外繰入れの推移というところで、令和3年度につきましては7億6,600万円となっております。こちらは、保険税率の改定、保険税の収納率の向上などの要因によりまして、平成28年度以降、法定外繰入

れは減少し、これまで10億円で推移していた法定外繰入れが、令和2年度につきましては約6億円、令和3年度につきましては約7億6,000万円と減少になっております。ただ、これは保険給付費等交付金の剰余金が法定外繰入れを圧縮している状況で、このような状況となっているところでございます。

次に、20ページを御覧いただきたいと思います。こちら納付金総額と1人当たりの納付金という形になっております。被保険者数は減少しておりますけれども、1人当たり納付金額の増によりまして納付金総額は増加している。1人当たり納付金額は医療費、それから後期支援金、介護納付金の増加などに伴いまして、平成30年度の制度改革時と比較しまして23.9%の増となっております。

続きまして、21ページ、こちら保険税率の改定が法定外繰入れに与える影響というところで、推計を示させていただいております。指針に基づく改定を行った場合、令和5年度14億8,300万円程度、改定を見送った場合、15億8,800万円、差額が1億580万円程度。以降、6年度、7年度はこちらになりまして、3年間のトータルですと改定を行った場合、47億5,800万円、改定を見送った場合、50億7,949万6,000円、差額は3億2,149万4,000円程度が想定される。

以降、1%、2%、3%改定した場合の、それぞれの差額を示させていただいております。

続きまして、22ページ、23ページにつきましては国民健康保険に加入されている方の所得階層別の状況となっております。

25ページを御覧いただきたいと思います。こちら第2期の多摩市国民健康保険の運営に関する指針ということで、前回も説明させていただきましたが、簡単に説明させていただきます。

取組の方向性といたしましては、被保険者の健康の保持・増進、医療費の適正給付、財源の確保、この3項目の取組を推進して、保険者機能の強化を目指していくというものでございます。

26ページを御覧いただきたいと思います。こちら被保険者の健康の保持・増進というところを示しております、その具体的な取組。それから、27ページにつきましては医療費の適正給付について、具体的な取組等を示させていただいております。

28ページ、こちら財源の確保というところで、東京都の運営方針では「決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入等の解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的な解消が図れるよう取り組む必要がある」とされておりまして、多摩市においても納税環境の整備、

保険税率の見直しなどを進め、赤字抑制に努めてきましたが、引き続き財源の確保に努め、赤字を計画的・段階的削減することを目指しますとしております。

具体的な取組といたしましては、納税環境の整備、滞納処分の強化、収納率の向上、保険税率の見直しというところで、原則、対前年度比4%増、また、改定に当たっては社会情勢等を十分に考慮する。それから、法定外繰入れの計画的・段階的削減というところで15年間をめどに削減していくとしております。

29ページを御覧いただきたいと思います。今回の保険税率等の見直しに当たってのポイントというところで、これまでの多摩市国民健康保険の取組、こちら第2期指針に示す対前年度比4%増を基本とするというものがございます。また、国の動向といたしましては、給付と負担のバランスや能力に応じた負担の在り方、それから国保財政を健全化する観点から法定外繰入れ等の早期解消、それから保険料水準の統一というような動きがございます。

社会情勢といたしましては、新型コロナウイルス感染症の第8波により感染が現在、再拡大しているということで、いまだ終息の見通しが立たない。原材料価格の上昇等による物価上昇、それから、実質賃金の減少が続く家計に影響を与えている状況というところです。こちら国の動向ですとか社会情勢、そういったものを含めて、来年度の保険税率の見直しについてどうしていくかというところを御意見いただければと思います。

次に、30ページを御覧いただきたいと思います。こちら現行の保険税率で計算した税額と、令和5年度、1%、2%、3%、4%で改定した際の保険税率、ケースごとに税額等を示させていただいております。こちらのほうは後ほど御確認いただければと思います。

最後に、35ページでございますけれども、こちら平成27年度から令和4年度までの保険税率改定に伴う税額の推移というものを示させていただいております。若干見づらいかと思うんですが、網かけ、色が濃くなっている部分が保険税率の改定を行った年度という形になっております。

次に、資料2を御覧いただきたいとします。こちら、先ほど市長から会長のほうにお渡しさせていただいた諮問書の写しとなっておりますので、またお時間あるときに御確認いただければと思います。

次に、資料3でございます。こちらは、前回の協議会の中で津布久委員から市税に対する国保繰出金の割合というところで御質問がございましたので、今回、提示させていただいております。

まず、1番上の市民税（個人・法人）の調定額というところで、令和3年度については122億7,821万1,617円となっております。

それから、2段目の一般会計市税全体というところは、個人、法人以外の固定資産税なども含めた市税の金額が載っております。こちらは令和3年度、273億3,069万4,000円。

3段目の一般会計歳入額は、国庫負担金、それから都支出金等を含めた全ての一般会計の歳入でございます。令和3年度が630億3,000万円となっております。国保の赤字繰出金につきましては、令和3年度、10億6,136万7,000円、対市民税に対しましては8.6%、市税全体では3.9%、国庫負担金等も含めた一般会計の歳入に含める割合としては1.7%という状況になっております。

続きまして、資料4を御覧いただきたいと思います。こちらは津布久委員から御質問のございました社会保険へ移行した方というところで、令和2年度、3年度、4年度の各月の異動者をお示しさせていただいております。

令和3年度10月は282人が社会保険のほうに異動されている。令和4年度については512人。11月については昨年274人、今年度424人というところで、10月は230人、11月については150人、社会保険に移られた方が増加しているという状況でございます。

ただ、こちらの状況が社会保険の適用拡大によって社会保険に移られたかどうかまでは、こちらのほうでは分析できませんので、他の月と比べて移行されている方は数字上、大きくなっている状況でございます。

次に、資料5、資料6を御覧いただきたいと思います。こちら消費者物価指数と賃金の就業形態というところで、資料のほうをお示しさせていただいております。

資料5の消費者物価につきましては、2020年を基準とした消費者物価指数というところで、2020年と比較してどうかという同年前月比という形になっておりまして、10月につきましては総合指数が3.7%、それから生鮮食品を除く総合指数が3.4%、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数が1.7%の増となっております。2020年に入ってから軒並み物価が上昇してきている状況でございます。

資料6は実質賃金というところでございますけれども、現金給与総額、決まって支給する給与、所定内給与、それぞれ1.8%、1.3%の伸びというところで、所定外給与については7.9%伸びているんですけれども、物価を考慮した実質賃金についてはマイナス2.

6%となっております。賃金の上昇が物価の上昇に追いついていない状況となっております。市民の方にとっては非常に厳しい状況になっているのかなというところが、こちらの資料から読み取れることになっています。

次に、資料7を御覧いただきたいと思います。前回、前々回と生活保護の相談件数、申請件数というものをお示しさせていただいておりましたので、今回もお示しをさせていただいております。

まず、左の相談件数でございますけれども、各年度4月から9月までの上半期の数字でございますと、令和元年度が293件、令和2年度が494件、令和3年度が471件、今年度が455件となっております。相談件数としては、上半期、2年度、3年度から若干数字は落ちているんですけれども、令和元年度と比べると55.3%増ということで、コロナ前とは相談件数も相当違ってきている。

それから、右の申請件数でございますけれども、同様に上半期4月から9月までの件数で比較いたしますと、令和元年度が86件、2年度が103件、3年度が99件、4年度が135件となっております。各年度と比較いたしまして今年度は非常に伸びている状況でございます。3年度と比較いたしますと36.4%の増、2年度と比較いたしますと31.1%の増、令和元年度と比較しますと57%の増というような形で、生保の申請件数は増加傾向になっているところでございます。

次に、資料8を御覧いただきたいと思います。先ほど市長の挨拶の中でも触れられておりましたけれども、今回の令和5年度の仮算定結果を受けて、東京都市長会、それから町村会から緊急要望を東京都に上げさせていただいております。

内容といたしましては、保険料率の算定結果は、令和4年度と比較して8.9%の増と大幅に伸びている。それから、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大している中、経済的な課題を抱える者が多い被保険者の負担として保険料に転嫁することは避けるべき。国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、負担を被保険者に転嫁することを防ぐため、国に財政支援を求めていくこと。また、国民健康保険財政の責任主体として東京都独自に必要な財源措置を講じることを強く要望すると、都知事に要望を市長会として提出しているところでございます。

次に、資料9を御覧いただきたいと思います。こちら26市の保険税率比較、令和元年度から4年度までの各市の保険税率をお示しさせていただいております。26市の平均との比較といたしましては、令和3年度、多摩市の所得割医療が5.48%、平均が5.46%。

介護については多摩市が1.58%、26市が1.7%。後期支援金が1.78%、26市平均が1.85%。均等割については多摩市が2万7,600円、平均が2万8,528円。介護については、多摩市が1万1,600円、平均が1万2,813円。後期支援金については、多摩市が1万1,400円、平均が1万605円という状況になっております。

これを見ますと、毎年改定しているところもあれば、この4年間、全く改定していない市もございまして、対応は非常に分かれているのかなというところになります。また、お時間があるときにお目通しいただければと思います。

資料のほうの説明は以上になります。

○下井会長 どうもありがとうございます。多摩市国民健康保険の保険税率等の見直しですけれども、毎年見直しで、原則、改定率は対前年度比4%増というのが基本なんですが、社会情勢がかつてないほど非常に厳しい状況で難しい判断が求められていると思いますけれども、後ほど健康保険組合の例などもお話しいただけたらと思うんですが、まず、ここまですべて御意見、御質問等ございますでしょうか。

今後のスケジュールを考えますと、次回が1月になりまして、議論する時間は今回と回目の1月で、2月は答申案を固めなくちゃいけないかなと思っています。今日、最後に委員の方お一人ずつに、今時点でどのようなお考えなのか。据置きなのか、何%増なのかということをお一人ずつお聞きしたいと思っています。今時点のお考えで構いません。

御意見、御質問等ございますでしょうか。

○峯村委員 1つ質問よろしいですか。

○下井会長 お願いいたします。

○峯村委員 資料1の5ページ、市町村国保の現状の図6、一般会計からの法定外繰入金が、年度の経過を見ると4分の1に減少となっているんですね。それと比較して多摩市の法定外繰入金、今どこに表があったかお示しできないんですけど、何か横ばいのような状況だったと思うんですが、全国の資料と多摩市の状況の違いは。

○下井会長 19ページ。

○峯村委員 19ページ、4分の1にはなっていないですよ。その辺の説明をちょっといただきたいんですけど。

○松下保険年金課長 平成26年度は全国で3,468億円あって、令和2年度については767億円まで圧縮されてきているという状況でございますけども、1つにおいては、制度改正によりまして公費が拡充されたということがございます。それによって地方の財政規

模の小さい保険者等は、その制度改革によりまして法定外繰入れが解消したという状況でございます。

あと、もう一つは法定外繰入れ解消に向けた税率の見直し、そういったものを進めた結果もあろうかと思えますけども、多摩市が横ばいというところがございますが、法定外繰入れについては東京都が突出して多いところがございます。

これは、東京都の特性として、負担を緩和するために財政力があるので、従来ですと法定外繰入れを行うことができたんですね。逆に法定外繰入れを行えないところについては、今回の制度改正はよかったかと思うんですけども、東京都の各市区町村のように財政力があって、被保険者の負担を軽減するために法定外繰入れを続けてきたところは、急激に保険税率を上げて解消するということができないので、多摩市は横ばいというような状況が続いている。

○峯村委員 ごめんなさい、ちょっと今の説明、聞き逃した部分があるみたいで、全国平均の中で法定外繰入金が減ってきたのは何かが充実されたというように御説明されました？

○松下保険年金課長 そうですね。

○峯村委員 これに代わるもの。

○松下保険年金課長 国の公費が拡充された。

○峯村委員 公費ですか。

○松下保険年金課長 公費ですね。

○峯村委員 国の負担金が。

○松下保険年金課長 そうですね。今回の制度改正によって、もともとは低所得者対策ですとか、そういったお金、それから、制度改正において負担が生じるような部分については国がトータルで3,400億円、財政支援するというような形で資金を投入してきておりますので、そこで解消したという市町村もある。

ただ、東京都のように、かなりの額を法定外繰入れとして投入してきた地域は、解消がなかなか進まないという状況でございます。

○峯村委員 分かりました。ありがとうございます。

○津布久委員 これ、やはり小団体ほど解消しやすいということもあるんでしょう。少人数で医療費が少ないところでも繰入れを受けていたけども、東京都みたいに大人数で被保険者がだんだん減っているような特殊事情、そういうものだと赤字補填みたいなやつは、なかなか一挙にはいかないという状況もあるわけですね。

○松下保険年金課長　そうですね。制度改正前は、小規模な保険者ですと財政力がないので、その分、保険税を高く設定していたというようなところもございました。

○津布久委員　こういうのは特別交付税とかありますよね。市町村の特殊事情というものは、こういうものに充てられないの？

○松下保険年金課長　各都道府県の財政力というのは、都道府県レベルで調整される。

○津布久委員　そうだよね。

○下井会長　ありがとうございます。後ほど健康保険組合の事例なんかもお話しただけたらと思うんですが。

○川又委員　これ、前もお話ししていますけれど、健康保険組合、うちの健保で言いますと、年間50億の収入があるわけですね。事業主が半分、被保険者が半分。50億の収入のうち25億が国民健康保険と後期高齢者の拠出金で取られてしまう。ですから、国保にたしか十二、三億かな、あと後期高齢者に支援金として、合わせて25億が取られる。逆に言えば、残りの25億で健保を運営している、医療費を払って、保健事業をやっている。ですから、一番の問題は後期高齢者と国民健康保険への拠出金、支援金が毎年増えている。

今後の見込みは、多分、国保のほうは65歳以上の被保険者が減ってくるので、団塊世代が75にどんどん入ってきますから、今度は後期高齢者の支援金がどんどん増えてくるだろうという見込みですね。

今、保険料を引き上げる健保ありますけども、自分の健保の医療費が増えているのではないんですよ。今言った納付金、支援金が億単位で増えているから、保険料を引き上げて、協会けんぽは今、100%の料率ですけども、それを超える組合がどんどん増えてきている。

健保組合は、協会けんぽの料率が基準になっているんですよ。協会けんぽの料率を超えると、健保組合、意味ないじゃない、協会けんぽに入ればいいじゃないというのが多くなってきましたので、今、健保組合は何とか100%の料率を超えないように努力はしていますけども、当然、超えている健保もあります。

問題は、2025年、先ほどの団塊の世代が全部、後期高齢者に入ってくるので、そこがピークだろうというのは健保連の見込みですね。

○下井会長　ありがとうございます。

ほかに何か、御意見、御質問等ございますでしょうか。

今日、最後に各委員一人ずつから現時点での感触で構いませんので、改定率に関して、齊藤委員からちょっと一巡して聞いていこうかと思うんですけれども、その前に何か御意見

とか御質問等ございますか、お願いします。

○川又委員 資料1の5ページ右側の資料、一般会計からの法定外繰入れの推移を見ますと、平成26年度は1,112市町村が法定外繰入れをやっていたのが、令和2年度は269市町村に減った、4分の1減ったと。逆に言えば、4分の3の市町村は法定外繰入れをやめたということですか。

○松下保険年金課長 そうですね。

○川又委員 やめたということですか。

○松下保険年金課長 はい。制度改正によって国のお金が入ってくるということで、それまでの保険料設定よりも下がる自治体というのが実態としてあります。

○川又委員 それは、国の補助金によって下げた。法定外繰入れをやめて補助金が入ってきたということ。

○松下保険年金課長 今回の制度改正によって、まずは都道府県が各市町村の納付金、それから標準保険料率というものを設定しています。その際には、各都道府県の保険給付費の推計ですとか、あとは国からの公費が幾ら入ってくるのかというものを見込んだ形での各市町村への割り振りになりますので、その割り振りがあった額が実際に今まで設定していた保険料よりも下がった保険者というのは、地方のほうではかなりあるんですね。そのことによって法定外繰入れを解消しているようです。

○川又委員 逆に言えば、今までが高かったということですか。

○松下保険年金課長 そうですね。保険給付費を全て都道府県が支払うという形になっていますので、それ以前は個々の保険者が支払うと。これからの時期というと感染症とかが流行しますので、そういう急激な支出があった場合には予備費なり、財政力があるところだったら、すぐに対応できるのかもしれないんですけども、財政力がないところでは保険料として徴収しておいて様子を見るというところが多分多かったんじゃないかなと思うんですね。

それなので、もともとの保険料が高く設定されていた。それが、制度改正によって標準保険料率が示されることによって従来の保険料より引き下がったというところが出てきます。

○川又委員 都道府県単位になったことによって薄まったということですね。

○松下保険年金課長 そうです。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○松下保険年金課長 11月末時点の東京26市の各市の来年度の見直しの動向なんですけども、11月末時点では改定をする市が8市、改定はしない、据え置くというところが11市、多摩市も含めてまだこれから、未定というところが7市という状況になっています。

○下井会長 ちなみに、この改定とか据え置いている市は、前回と比べたときに、前回据え置いたから改定したのか、前回改定したから据え置いたのかというのは分かりますか。

○松下保険年金課長 個々の状況は分かりませんが、多摩市の場合は、毎年、保険料率を見直すという形にしておりますが、毎年見直すところと、あと2年に1回見直すというようなところもございます。

それなので、去年改定したので今年はしないということも実際あるかと思うんですけども、また逆に本来、改定年なんだけども、社会情勢等を考慮した結果、据え置くという判断をしたところもある。

○下井会長 社会情勢、かつてないほど厳しい状況で、コロナが増えたり、先ほどの物価、実質賃金が下がっていたりといった状況で、判断はとても難しいんですけども、もし御意見、御質問等なければ、今現在の時点でどうお考えなのかというのを齊藤委員から一人ずつ聞いていってもよろしいですか。お願いいたします。

○齊藤委員 資料の説明からも、生活実態から考えても、値上げは厳しいなと思っています。やっぱり据置きかなと、今現在は、そういう具合に思っております。

その理由は、コロナ禍における経済的な影響もありますし、それから、何しろ、この物価高、電気、ガスから始まって食品から、もろもろのものが大変大きく上がることによって市民生活を圧迫しているんですね。その圧迫の度合いは所得の低い人ほど大きいですし、それから、先ほどの資料でも生活保護の相談や申請が多いなという具合に思っています。

社保への移行がかなり進んでいるということもありまして、なおさら国保に残っている方たちの経済状況は、収入がそれほど高い人ではないだろうと逆に思っています。

また、今後、医療費ですとか介護保険のアップが予定されているわけですけども、そういうことを考えれば大変厳しい。もし上げるとしたら、様々な分野で本当に市民生活を混乱に落とし入れてしまうという具合に思っています。

国保の場合、保険料率の軽減の世帯がほぼ半数という具合に伺っておりますけれども、その人たちとて負担がないわけではないので、一層の負担感がとても強いだらう。また残りの税率で支払っている方たちの大半も年金生活者で、収入が増えない、むしろ年金収入が減っている中での物価高騰による影響というのが非常に大きいということ。もろもろ考え合わ

せますと、やはり、ここは市の財政も厳しいかもしれないけれども、市民生活あつての税収なので、ここは踏みとどまるべきかなという具合に私は感じています。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

津布久委員、いかがでしょう。

○津布久委員 私、今、齊藤委員とほぼ同じ考え方で、これは国保の宿命ですけど、被保険者が大体無職者とか、非正規者だとか、自営業者が主になって、あとは税負担がぎりぎり、弱い被保険者がほとんどなものですから、賃金の伸びはほとんど据え置かれちゃって、ボーナスももちろん出ない。そういう実態を身の回りでいろいろ聞かされておりますので、所得が伸びない中で物価が上がって、生活苦がもう目に見えて分かりますので、そういう中で市民が一番身近な行政の立場としては、今回は現状維持で見送るべきであろう、アップは見送るべきであろうと。

そういうことによって市民の生活を支えるのも一つの市の施策だと考えますので、私も齊藤委員と同じように、今年度についてはアップを見送るという意見にさせていただきたいと思います。

以上です。

○下井会長 ありがとうございます。

峯村委員はいかがでしょう。

○峯村委員 私も齊藤委員、津布久委員と全く同感で、やっぱり保険料に関しては、現状維持、増額は踏みとどまっていたきたいのと、あと財源確保というのは必須のものなので、国、東京都への働きかけですね。ほかの市町村と一致協力して、ぜひ東京都、国のほうへ財源の補填、負担の増を働きかけていただきたい。

難しいとは思いますが、せめて姿勢だけでも、加入者の経済的困窮とか、そういうのを実際、市町村は目の当たりにしているわけですから、そういう点からも、ぜひ国等を動かしてほしいなというふうに思います。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

山村委員はいかがでしょう。

○山村委員 基本的には、お三方と一緒になんですけども、国のほうは今、国保に対して財政面であまりよくない方向に動いているというのはあるかと思います。高額医療費の負担金

を国から都道府県に移すとか、あと、決まっていなんでしょうけど生活保護の受給者の医療費を国保に移行というふうな話も出ていたようで、国のほうが結構厳しい対応なので、少し慎重に。4%と言わなくても、何かしらの増も考えたほうがいいんじゃないか。

もちろん、いろんな働きかけ、都、それから国に対する働きかけは一番やらなきゃいけないんですけども、動向としては、今、国のほうがどうも国保に冷たいような感じがしますんで、その辺、慎重に考えた上でアップというふうなものも検討したほうがいいんじゃないかと思っています。

○下井会長 ありがとうございます。

川又委員、いかがでしょうか。

○川又委員 私は、もう65で前期高齢者ですけども、現役世代を代表していますんで、現役の意見として言わせていただければ4%上げるべきだと。少なくとも去年据置き、今年が2%に抑えた。その分のしわ寄せ、必ず将来来るわけです。早いうちに、できれば本当は5%と言いたいんですけど、従来どおりの基本方針として4%は引き上げるべきだと。

理由は2つありまして、現役世代の負担が非常に重い。それは先ほど申し上げましたが、現役世代が払った保険料、2割ぐらい国保に支援しているわけです。国保の負担軽減のために現役世代が支援しているんです。

なおかつ、多摩市に住んでいるサラリーマンが住民税を払って、住民税というのは、基本的に自分たちの生活環境の改善のために住民税を払っているのに、その一部が国保の負担軽減にまた回っている。サラリーマンからすると二重に負担しているんじゃないか。それは、やっぱり公平性から言うとおかしいんじゃないのかというのが、まず1点です。

もう一つ、昨日の社会保障審議会でも75歳以上の後期高齢者の保険料の上限を上げると言い出した。理由は何かという、現役世代の負担軽減のためという理由なんですね。もう一つは、出産一時金を42万から来年50万に引き上げる。その財源として後期高齢者の人に負担を求めている。

ですから、もう国保も、いつまでも現役世代におんぶにだっこじゃなくて、自分たちの独立でいくべきだと思っています。それは、今日、明日にできませんので、15年、10年か分かりませんが、すみませんが、毎年4%上げさせてくれと。

資料1の試算を見ると、280万の年金収入者で月4%上げても年間2900円、月に直すと241円の負担増。100万円の人で見ると年間で500円、月に41円。せめてこれぐらい上げさせてくれませんかというのが気持ち。

なおかつ決まった中で、低所得層、今度、5割でしたか、また負担軽減が出ますよね。

○松下保険年金課長 これは軽減後の金額です。

○川又委員 軽減後ですか。100万の収入しかない方は月41円上げさせてください。せめて、それぐらいは現役世代の負担軽減のために理解できるんじゃないかなというのが基本ですから、4%引き上げるべきだと私は思います。

○下井会長 どうもありがとうございます。

寺田委員、いかがでしょうか。

○寺田委員 私も据置きがいいかとは思いますが、据置きを続けていくと結局、後々しわ寄せが来るというところもあるので、4%行かないにしろ、少なくとも少しでも上げておいたほうが良いというふうに考えております。

その根拠といいますか、結局、法定外繰入れを削減していかなければいけないというところが現実なところでもありますので、そこを据置き、据置き、じゃあどこまで据え置いていくのか。来年も再来年も据え置くのかというと、どこかで急激に8%増にしようというのは、さすがにインパクトが強過ぎてしまうので、やはり、そこは1%であったり、2%であったり、徐々にではありますけれども、負担は増えてしまいますが、少しずつでもクッションを置いて増やしていく必要があるというふうに考えるのと、あと、社会保険適用拡大は6年から拡大されますので、要するに人数が減ってしまうわけですね、母数自体が。そうなってくると、やはりその影響も来ると思いますので、その部分の財源の確保というところも必要になってくると思います。

あとは法定外繰入れを行えば行うほど、結局、市のほかの取組を圧迫してくる形になってくると思いますので、社会生活の根本となるところの体制整備をしっかりと整えるためにも上げざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○下井会長 どうもありがとうございます。

辻野委員はいかがでしょうか。

○辻野委員 現段階では、据置きが妥当かなと。理由は、今まで皆さんがお話した内容、社会情勢であったり、経済的な問題。あと、国保の課題である財政基盤、所得水準が低いとか、そういった問題。あと、資料8の緊急要望の中身等を鑑みて、据置きでもいいかなと今の段階では思っています。

ただ、先ほどから皆さん御心配されているように、やっぱり据置きが続くと財政的なしわ

寄せがいつか来ると思うんで、少し社会情勢を見つつ、上げるときは上げられるような環境整備はやっていかなきゃいけないのかなと、皆さんのお話を聞いていて感じました。

○下井会長 ありがとうございます。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 すみません、僕、今回2回目なんですけども、今お話を受けて、現役世代だと行政側に近い人、市役所の人たち、そういう人たちは上げよう。そうじゃなくて被保険者の方とか一般の市民の方、僕は国保じゃないんであまり関係ないんですけど、そういう方は上げるというよりも据置き、それは当たり前なんですよね。

だから、ここの集まっている構成に偏りがあれば、意見は偏りが出ちゃうでしょう。例えば、行政側の人、現役世代が多ければ、僕は国保じゃないんで、そういう人たちが多ければ、結局、上げてもいいんじゃない。だけど、実際に被保険者の人たちが、ここに多ければ上げたくない。それは当たり前ですよね。だから、この議論が分からない。

僕は、基本としては、ほかの方が言っているように、世の中、今、非常に厳しい状態なんです据置きでいいと思うんだけど、この構成メンバーも、もし多数決で決まっちゃうのであれば、どうなのかなという気がして。年代によってもそうだし、僕は国民健康保険に入っていないから他人事だし、だけど、国民健康保険に入っていて代表されている方は、やっぱり違うんじゃない。ここで今、議論を聞いていて、どうなのかというのがあって、僕は据置きがいいと思いますけれどもね。

だけど、やっぱり行政側の意見を持っている人は、上げていかなきゃいけないという話になってきちゃうと思うんで、例えば多数決みたいなのを採っちゃっていいのかなという気もしますけどね。

○下井会長 一応、それぞれの立場がおありなので、ポジショントークじゃないですけども、それぞれ立場を踏まえての御発言になるかと思いますが、ただ、ここでのバランスは取れているんだと思います。被用者保険だったり、その数のバランスは一応取ったつもりです。

○松下保険年金課長 この協議会の構成なんですけども、まずは国保に加入されている被保険者の代表の方、それから国保以外の、川又委員がいらっしゃるような民間の組合健保から代表される方。これは、国保と健保の今の御議論を聞いていただければお分かりになると思うんですけども、川又委員は健保の立場からの御意見をいただき、それから林先生、それから辻野先生、寺田先生については医療に従事されている。

○林委員 僕は、医療に従事しているけれども、国民健康保険じゃないので、そうすると、

立場がまた違ってきちゃうような気もするんですよね。はっきり言って他人事になっちゃうんです。

○松下保険年金課長 そうですね、医療に携われている方としての意見をいただきたいと思います。

○林委員 それは分かっているんだけど、しっかりとした意見として、みんな集めましたよはいいんだが、さっきも言ったけれども、実際に受けている方たちが少数派であった場合は、委員会で、それを反映しなくなる、偏りが出ちゃうような気がするんだよね。

まあまあいいです、すみません、僕の言いたいことが伝わらないのであればいいんだけど、基本的には今の社会状況を考えて据置きでいいかなと僕は思います。そっちのほうがいいと思いますよ。

○下井会長 分かりました。一応、話合いを通じて、お互いいろんな意見が出て、意見を変えることもあると思うし、そうやって広く意見をいろいろ集めて変えていけばいいかなと。

○林委員 被保険者にしたら、絶対変えないほうがいいじゃない。

○下井会長 それは人によるんじゃないですか。多摩市の財政状況とか将来のことを考えたら、先ほど寺田委員がおっしゃったように。

○林委員 いやいや、それが高齢者の方の場合だったら絶対に変えないほうがいいと思っている方が多いと思います。

○齊藤委員 ちょっといいですか。

○下井会長 お願いします。

○齊藤委員 今の話なんですけれども、被保険者代表で来ているからといって値上げすることに反対というか、いつも言っているわけではないです。

○林委員 それは分かります。

○齊藤委員 それは、少なくとも客観的に考えて上げていい状況なのか、やっぱり上げるのを控えるべきなのかとか、それぞれ状況判断しながら。そういう判断は、私たちもしているつもりでございます。

○林委員 ごめんなさい。見下したような感じだったら、ごめんなさいね。そうじゃなくて、まあまあいいです。

○伊藤委員 多分、市としたら、いろんな意見を伺いたい。それを最終的に取りまとめたところで、市長なりが全部見て判断するわけで。

○林委員 多数決になるわけではない。

○伊藤委員 では、ないはずなんですよ。

○林委員 それだったらいいと思います。

○下井会長 最後は難しいですね。

○伊藤委員 もちろん上げるんですけど、少数意見ももちろん書いておきますし。

○下井会長 附帯条件をつけたりして。

○林委員 分かりました。

○下井会長 本当に関わりたくなかったら棄権という選択肢もありますから、その判断を棄権するという選択肢もありますから。

でも、ベースは、やっぱり多摩市民の立場とか行政の立場とか、いろんな立場を考慮して、それぞれ意見をおっしゃってくださっていると思うんですね。

○林委員 いや、すみません。僕の立場としては、さっき言ったように据置きがいい。

○下井会長 分かりました。すみません、ありがとうございます。

伊藤委員、いかがでしょうか。

○伊藤委員 国保自体がいろんな問題を抱えているところがあってしょうがないところがあるんですけど、先ほど川又委員が言われているように、要するにほかの目的で税金を払われている人たちの中から、こちらに勝手に流用されるのは、税金を払っている人からすると少しおかしい部分があるとすると、少しずつは解消せざるを得ない。そういう意味では、4%とは言わないにしても、やっぱり少しずつは上げていくしかないんじゃないのかなということがあります。

○下井会長 ありがとうございます。

若林委員、どうですか。

○若林職務代行 私も実は実家に高齢の母を独り暮らしで抱えておまして、母のことを考えれば上げないほうがいいだろうと思うし、かといって川又委員のおっしゃるようなこともよく分かって、私が母の分を負担するというのも変なんですけども、それもやむを得ないなど実は思っている次第でして、ごちゃごちゃした話になっちゃうんで、結論としては、最近の物価高を考えますと、ここは見送りがよろしいんじゃないかと考えております。

ガスとか電気とか、基本的なことが全部上がっていますので、というのが私の意見になります。

○下井会長 分かりました。ありがとうございます。

今後のスケジュールを考えましても今日決めるわけじゃないので、次回、引き続き議論し

ていけたらなと思いますけれども。

○津布久委員 すみません、1ついいですか。

○下井会長 お願いします。

○津布久委員 皆さんの意見も聞きながら考えたのは、やっぱり今回、上げるか上げないかという議論は、もともと法定外繰入れの赤字解消の話なんで、それは政策として目標年次を設定していて、そこに対して何年かで割り算して、我々も4%というのを先年やったわけですよね。

今、齊藤委員が言ったように、今年の答申について市長に上げるに当たって、基本的に今は上げるべきじゃないという姿勢なんです。そういう時期が来れば、国のそういう計画的、段階的な解消というものに反対しているわけではないし、当然、独立採算制的にできればいいなどは考えているので、それは目標年次を延伸していただく検討をさっき峯村委員が言いましたけど、市長会なり、区も含めてですけど、総体で依頼していくという方法も一つあるわけなんで、ここで無理に2%か4%ということじゃなくて、コロナという特殊事情が出てきたんだから、このことは全国民が理解しているわけだから、東京都なり国なんかも理解できるはずなんで、その辺を強く強調して、やっぱり附帯意見でもいいんですけども、していただきたいなと思います。

さっき市長の答申の中でも最後のほうにちょっとそういう感じのことを述べられていましたけども、計画的な、段階的な解消ということを根本的に見直していただく大きな動機づけにしていきたいなというのを強く感じましたので、ちょっと補足させていただきたいなと思いました。

○下井会長 ありがとうございます。

ほかに何か補足したい意見とか、もしございましたら。お願いします。

○川又委員 コロナ、コロナとありますけど、コロナっていつ終わるか分かんないんですよ。これ、まだ分かりませんが、国も2種から5種に変えていこうということを専門家委員会は挙げていますが、保険診療になってくると医療費も上がる。今は国が医療費を全部負担していますが、今度、国保が払わなきゃならないんですよ。

注射も今、8,000円～9,000円と言われていますが、国が今、全部払っていますが、それも今度、じゃあどうするのかというようなことがありますから、今年はコロナで厳しいから据置きだという意見もあるんですけども、いつ終わるか分からないのに、じゃあ、いつまでゼロで行くんですかという話なんです。

そこを先に考えていかないと、先ほど寺田委員がおっしゃったように、いきなり8%、10%上げるときはありますよ、そういう覚悟はあるんですかということを考えていただきたいんですよ。

○下井会長 ありがとうございます。

次回、1月になるかと思えますけども、引き続き議論できればなというふうに思います。

○齊藤委員 ちょっといいですか。

○下井会長 お願いします。

○齊藤委員 今の意見の関係で、以前にお伺いしたときに、2%の値上げにした年がありますよね。そのときに、次に上げるときには4%が6%になると聞いたら、それはないとおっしゃいましたよね。逆に、今、計画の期間を延長するということは、例えば、ここで附帯決議に載せれば、それは可能性のある話なんですか。

○松下保険年金課長 今、第2期の国保の運営指針が令和5年度までの計画になっておりまして、令和6年度以降については第3期ということで、改めて指針のほうを策定する必要はあるかと考えています。

第2期、平成30年度につくったんですけども、そちらの法定外繰入れの解消計画につきましても、納付金の伸びとかというのを1.5%とか2%で見込んでいたところがございまして、ただ、実際、30年度、元年度というところと2.何%とか3%という伸びだったんですけども、それが去年、今年ともう6%近い増加になっていますので、正直、第2期で計画を立てた期間での解消というのは、よほど中身を見直さない限り無理だと考えておりますので、第3期を策定する段階で、第2期で示したような毎年、原則何%上げて、何年後に解消するという計画にしたほうがいいのか、それともまた別の解消計画を立てていくのかというのは、また引き続き検討させていただければと。

あくまでも、今後15年間というのは第2期で立てさせていただいた目標ですので、今回の納付金の伸びによって、各市、多分、財政健全化計画に大幅な狂いが生じているかと思えますので、各市の状況なども確認しながら、来年度、6年度以降に向けた検討を進めていきたいと考えています。

○下井会長 ありがとうございます。

ちなみに次回の審議に必要な資料などもしありましたら。

では、その他ということで事務局のほう、次回のスケジュール含めてお願いいたします。

○松下保険年金課長 次回の日程でございますけども、年明け、1月19日木曜日、また午

後1時半から、今度は第二庁舎の会議室で開催させていただければと考えております。引き続き、来年度の見直しに当たっての御審議をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○下井会長 どうもありがとうございます。

では、これで第5回の国民健康保険運営協議会を閉会とします。どうもありがとうございました。

午後3時05分 閉会

上記議事録は事実と相違ないことを認めここに署名する。

多摩市国民健康保険運営協議会 会 長

委 員

委 員